事務連絡

令和３年１２月　１日

　新型コロナウイルスワクチン接種医療機関の長　様

　呉市福祉保健課長

新型コロナウイルスワクチン接種を時間外・休日に行った場合の接種費

用の上乗せ（１０・１１月期及び１２月期以降）に係る請求様式等につ

いて（通知）

　このことについては，令和３年６月23日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナウイルスワクチンの時間外・休日の接種及び個別接種促進のための支援事業の請求について」及び令和３年11月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナウイルスワクチンの時間外・休日の接種及び個別接種促進のための支援事業の請求について（その３）」のとおりです。

12月期以降の時間外・休日加算分については，新様式及び追加接種用の予診票に時間外・休日加算欄が追加されたことから，接種費用と一体的に国保連に請求できることになっています。医療機関等においてやむを得ない理由等により，旧様式の予診票を用いて費用請求する場合は，接種費用はV－SYSを活用して請求する一方，時間外・休日加算分は，これまでどおり接種費用の請求とは別に行うこととなります。10・11月及び12月期以降の請求方法については次のとおりお示ししますので，ご対応をお願いします。

　なお，上乗せ請求様式は厚生労働省ホームページに掲載されている様式と一部異なっていますので，必ず呉市の様式を使用してください。

１　提出物

　　請求書（様式１）及び実績報告書（様式２）

　　※　10・11月期と12月期以降の様式は異なっていますので，ご注意ください。

　　（別紙「接種費用の上乗せ（10・11月期及び12月期以降）に係る提出物の作成方法等について」に基づき作成すること）

２　請求額

　　時間外：730円×予診実施回数＋消費税

　　休日：2,130円×予診実施回数＋消費税

　　※　予診の結果，接種をしなかった（「予診のみ」で請求した）場合，整合性を前提に，回数に含めることが可能

３　請求方法・期間等

1. 10・11月期分請求期間：令和３年１２月１日（水）～１２月２８日（火）

12月期以降請求については，翌月１日～翌月末日

（12月期の場合，令和４年１月１日（土）～１月３１日（月））

1. 支払予定：審査を終えた日の属する月の翌月末まで

４　請求先

　　〒７３７－８５０１　呉市中央４丁目１番６号

　　呉市福祉保健課　新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業ＰＴ宛

【問合せ先】

担当：福祉保健課

　新型コロナウイルスワクチンＰＴ

電話：0823-25-5677